

会員各位

令和 8 年 6 月 17 日に開催致しました研修交流会において、行政持ち帰りとなっております質問 2 点に対し、下記ご回答を八千代市健康福祉部長寿支援課様より頂戴致しましたので周知致します。

Q.令和 8 年度報酬改定の説明であった基準費用額の見直しにより、デイサービス等の事業者の負担が軽減されたという認識で良いか。

A.介護保険負担限度額認定を受けた低所得の要介護者等が施設サービスや短期入所サービスを利用した際の食費・居住費(滞在費)については、補足給付として特定入所者介護(予防)サービス費が支給されます。(通所介護の食費等は対象外となります。)当該サービス費に係る支給金額については、平均的な費用の額等を勘案して厚生労働大臣が定める「基準費用額」から認定を受けた段階区分に応じた「負担限度額」を差し引いた額となります。

今般の食費の基準費用額の引き上げにつきましては、先述した施設サービスや短期入所サービスにおける食費の標準的な水準の引き上げを意味するものであり、通所介護の食費について、一律に引き上げられるお話ではありません。ただし、介護保険給付の対象外となる通所介護の食費等につきましても、今般の物価上昇や仕入上昇の情勢に伴い、事業所による見直しが行われる可能性はあります。

Q.電子申請サービスの手続きが開始されたが、例外給付に関するものは本人署名等も要するものでデータの読み取り等事業所にとって負担が大きい場合もあり、来所による手続きでは取り扱ってもらえないか。

A.例外給付に関するものについては、来所による手続きでも受付可能です。

以上

更に詳しく確認されたい方は、直接市役所にご確認頂くよう宜しくお願い致します。

令和 8 年 6 月 23 日

やちよケアマネ・ネットワーク 会長 白濱 徳之